

## 第1回検討部会における条例についての主なご意見

県民文化部人権・男女共同参画課

### 目的について

▽「もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図る」という文言を盛り込んだ方がいい。

### 定義について

▽「二次被害」というのが正しい用語だと思う。「二次的被害」を「二次被害」に改めた方がいい。

▽県内に住所を有する者、居住する者、勤務する者及び在学する者を入れるかという問題や、長野県への旅行者を入れるかという、県民の定義をどうするかは難しいところ。群馬県の19条には県内に住所を有しない者等に対する支援について規定されている。そのような形で規定する必要があると思う。

▽「安全の確保」を条例に規定する上での前提として「再被害」の定義を盛り込んだ方がいい。

▽民間支援団体の定義は「犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体」とされているが、対象がかなり絞られてしまうので、「目的とする」を削除した方がいい。

### 基本理念について

▽兵庫県明石市では「迅速性・公正性」といった内容を盛り込んでいる。一步進んだ、被害に遭った次の日からという支援を実施するために「迅速性・公正性」といった内容を盛り込むと、先進的な内容になる。

### 責務等について

▽被害者の置かれた立場についてしっかりと理解をした上で、その被害者のニーズに沿った対応ができるように、という意味合いでの「孤立をさせない」という文言を盛り込んだ方がいい。

▽会社に配慮してもらえなくて結局辞めてしまったという事案も聞いているので、「事業者の責務」に「就労及び勤務に十分配慮」という文言を盛り込んだ方がいい。

▽「事業者の責務」に刑事司法、民事司法への参加についても十分配慮というように、具体的に規定したほうがいい。

▽「市町村の役割」という項目を盛り込まなくていいか検討してほしい。

▽別項目にするか、責務の中に入れるかはともかく、小さい自治体がとても多いことも考えると、「市町村に対する支援」という内容は長野県の場合欠かせないと思う。

## 基本的な施策について

- ▽「相談窓口の設置、情報の提供」の項目には、「対人援助の専門職を有する職員を置く」という文言を盛り込んでほしい。
- ▽「居住の安定」の項目について、1年したら出ていけとか言われてしまうことのないよう、「一時的な利用のための住居の提供」という文言は削除した方がいい。
- ▽他県の条例では、経済的援助の中に見舞金の支給という項目を記載している県もあるが、資料からは読み込めないで、例えば「見舞金の支給」といった、具体的な文言を盛り込んだ方がいい。
- ▽「民間支援団体に対する支援」の項目には、「財政上の援助」という言葉を盛り込めば、民間支援団体に対する財政援助の根拠になると思うので盛り込んだ方がいい。
- ▽「日常生活に関する支援」の項目を盛り込んだ方がいい。地方自治体における支援の肝になる部分だと思う。
- ▽「損害賠償請求の支援、情報の提供」の項目を盛り込んだ方がいい。
- ▽民間支援と協力して行うとしてもよいと思うが、「刑事手続参加についての支援、情報提供」や「損害賠償請求の民事的な支援」のような項目を盛り込んだ方がいい。民事については難しくても、少なくとも刑事については盛り込んでほしい。
- ▽県警の方には本当に配慮いただいている部分ではあるが、「捜査の過程における配慮」の文言を盛り込んだ方がいい。
- ▽「未成年者への支援」の項目を盛り込んだ方がいい。
- ▽犯罪被害者の支援は、どうしても配偶者に支援の力点が行きがちで、兄弟の方への支援はあまり手厚くない実態を鑑みると、学校での配慮は重要になるため、「学校における配慮」の項目を盛り込んだ方がいい。
- ▽「大規模事案への支援」及び「県内に住所を有しない者に対する支援」の項目を盛り込んだ方がいい。他県では盛り込んでいる例もあるので、検討してほしい。

## 支援に関する計画について

- ▽「被害者の意見の反映、施策への反映」という文言を、支援体制の中に盛り込んだ方がいい。

## 財政上の措置について

- ▽「財政上の措置を講ずるよう努める」とあるが、「よう努める」の文言を削除してほしい。